

静岡県立農林環境専門職大学等事件・事故処理要領

(目的)

第1 この要領は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部(以下これらを「専門職大学」という。)の構内(学生寮を含む。)において事件・事故(恐喝、暴力等、盗難、人身事故、交通事故、火災又はこれらに類する事件・事故をいう。以下同じ。)が発生した場合の処理手続きを定め、もって円滑かつ迅速に事件・事故の処理を行うことを目的とする。

2 この要領の実施に際しては、関係者の人命及び身体の安全と人権に配慮し、また、教育・研究を使命とする専門職大学の機能に支障をきたすことのないよう留意しなければならない。

(定義)

第2 この要領において、次の名号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 部局長 事件・事故が発生した区域を担当する静岡県立農林環境専門職大学等施設管理規程(以下「施設管理規程」という。)第3条に規定する施設担当者をいう。本要領に基づき事件・事故の処理にあたる場合に、当該部局長が不在の場合は、その部局長が指名した教職員が部局長に替わるものとする。

(2) 就業時間内 行政機関の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。

(3) 就業時間外 就業時間内以外の日及び時間をいう。

(担当区域)

第3 各部局長が担当する区域は、施設管理規程別表のとおりとする。

(責務)

第4 事件・事故の発生を知った教職員及び学生は、この要領に定めるところにより、適切な措置をとらなければならない。

2 部局長は、迅速に事件・事故の処理に当たるとともに、速やかに事件・事故に関し学長に報告するものとする。

(対策委員会)

第5 学長は、発生した事件・事故が重大又は全学に係るものと判断した場合には、次項に定める対策委員会を招集し、その対策を協議する。

2 対策委員会は、学長、学部長、短期大学部学科長、図書館長、学生部長、事務局長、総務企画課長並びに発生した事件・事故の種類及び状況に応じ委員長が必要と認める専門職大学の教職員をもって組織する。

3 対策委員会に委員長を置き、学長をもって充て、他の委員は、やむを得ない場合にあっては、代理を認めるものとする。

4 対策委員会の協議事項の執行は、事前に評議会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(事件・事故の処理)

第6 就業時間内に事件・事故(第7及び第8に定める事件・事故を除く。次項において同じ。)が発生した場合には、次の措置をとるものとする。

- (1) 事件・事故の発生を知った学生は、速やかに教職員に通報しなければならない。
- (2) 事件・事故の発生を知った教職員は、速やかに当該区域を管理する部局長に通報しなければならない。
- (3) 通報を受けた部局長は、速やかな状況の把握に努め、教職員を指揮して適切な措置をとるものとする。
- (4) 部局長は、医療処置が必要と認め、救急車の出動を要請したときは、救急車の入構時には、教職員に指示して、現場への誘導及び立ち会いを行わせるものとする。
- (5) 部局長は、連絡を受けた事件・事故に関し警察に通報する必要があると認め、その立ち入りを要請した場合には、学長、学生部長及び総務企画課長に警察官の立ち入り及びその時間等を連絡するものとする。
- (6) 前号の規定による警察官の職務執行については、部局長及び総務企画課職員が立ち会うものとする。

2 就業時間外に事件・事故が発生した場合には、次の措置をとるものとする。

- (1) 事件・事故の発生を知った学生は、速やかに教職員に通報しなければならない。
- (2) 事件・事故の発生を知った教職員は、速やかに当該区域を管理する部局長に通報しなければならない。
- (3) 通報を受けた部局長は、状況を把握するとともに、総務企画課長に通報するものとする。
- (4) 部局長が警察への通報を必要と認めたときは、前項第5号の規定を準用する。
- (5) 事件・事故を通報した学生又は教職員は、警察官又は救急車が入構するときは、現場への誘導及び立ち会いを行うものとする。

(緊急時の特例措置)

第7 就業時間内に特に緊急の措置を要する事件・事故(火災の場合を除く。次項において同じ。)の発生を知った教職員は、第1号及び第2号の措置をとることとする。この場合、当該教職員は、速やかに当該区域を管理する部局長に通報するものとする。

- (1) 恐喝や暴力等を伴う事件・事故が発生し、生命に危険が及び又は身体に重大な危険が及び若しくは及びつつあるときは、速やかに警察に通報するものとする。
- (2) 速やかな医療処置が必要とされるときは、直ちに救急車の出動を要請するものとする。
- (3) 通報を受けた部局長は、前号の規定により救急車が入構するときは、教職員を指揮して、現場への誘導及び立ち会いを行わせるものとする。
- (4) 第1号の規定により警察官が入構するときは、第6の第1項第5号及び第6号の規定を準用する。

2 就業時間外に特に緊急の措置を要する事件・事故の発生を知った教職員は、前項第1号及び第2号に規定する措置をとり、速やかに当該区域を管理する部局長に通報するとともに、警察官又は救急車が入構するときは、現場に誘導し、立ち会うものとする。通報を受けた部局長は、総務企画課長に通報するとともに、警察官が入構するときは、第6の第1項第5号の規定を準用する。

(火災の場合)

第8 就業時間内に火災が発生した場合には、次の措置をとるものとする。

- (1) 火災の発生を知った学生は、初期消火に努めるとともに、教職員に通報するものとする。

- (2) 火災の発生を知った教職員は、初期消火に努めるとともに、当該区域を管理する部局長及び総務企画課に通報し、状況によっては消防署へ通報するものとする。
- (3) 通報を受けた部局長は教職員に対し、速やかに現場におもむき、通報者等とともに初期消火に努めるよう指揮する。消防署へ未報のときは、状況によっては直ちに消防署に通報するものとする。
- (4) 部局長は、消防署に通報したときは、学長、学生部長及び総務企画課に消防車及び警察官が入構する旨の連絡をするとともに、総務企画課職員とともに現場に立ち会うものとする。
- (5) 総務企画課は、放送等により構内に周知する。

2 就業時間外に火災が発生した場合には、次の措置をとるものとする。

- (1) 火災の発生を知った学生は、初期消火に努めるとともに、教職員に通報し、状況によっては消防署へ通報するものとする。消防車及び警察官が入構するときは現場に誘導し、立ち会うものとする。
- (2) 火災の発生を知った教職員は、初期消火に努めるとともに、当該区域を管理する部局長及び静岡県立農林環境専門職大学等防火管理規程（以下「防火管理規程」という。）第12条の規定により関係者に通報し、状況によっては消防署へ通報するものとする。消防車及び警察官が入構するときは現場に誘導し、立ち会うものとする。
- (3) 通報を受けた部局長は、総務企画課長に通報する。
- (4) 火災感知器が作動したときは、防火管理規程第12条の規定により通報し、初期消火に努める。

（被害者及び目撃者による通報）

第9 就業時間内において、事件・事故の当事者又は目撃者が直接に警察又は消防署に通報した場合には、第6から第8までの規定にかかわらず、次の措置をとるものとする。

- (1) 警察又は消防署から入構の連絡を受けた教職員等は、その旨当該区域を管理する部局長及び総務企画課に通報する。
- (2) 通報を受けた部局長及び総務企画課職員は、これに立ち会うものとする。

2 就業時間外において、事件・事故の当事者又は目撃者が直接に警察又は消防署に通報した場合、次の措置をとるものとする。

- (1) 当該状況を把握した教職員は、当該区域を管理する部局長に通報するとともに、火災発生のときは第8の第2項第2号の規定を準用する。
- (2) 通報を受けた部局長は、総務企画課長に連絡するとともに、警察官が入構するときは、第6の第1項第5号の規定を準用する。

（事件・事故処理の報告）

第10 部局長は、所定の様式により、事件・事故の処理について学長に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

<参考>

施設担当表

施設担当者	担当施設
生産環境経営学部長	A棟及びB棟（図書館、講義室、事務室、印刷室、倉庫、機械室を除く）
短期大学部生産科学科長	圃場（現場教室及び温室を含む）
図書館長	図書館
静岡県立農林環境専門職大学学生部長	講義室
静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生部長	体育館、学生寮
総務企画課長	事務室、印刷室、倉庫、機械室、その他上記以外の施設